

資 料

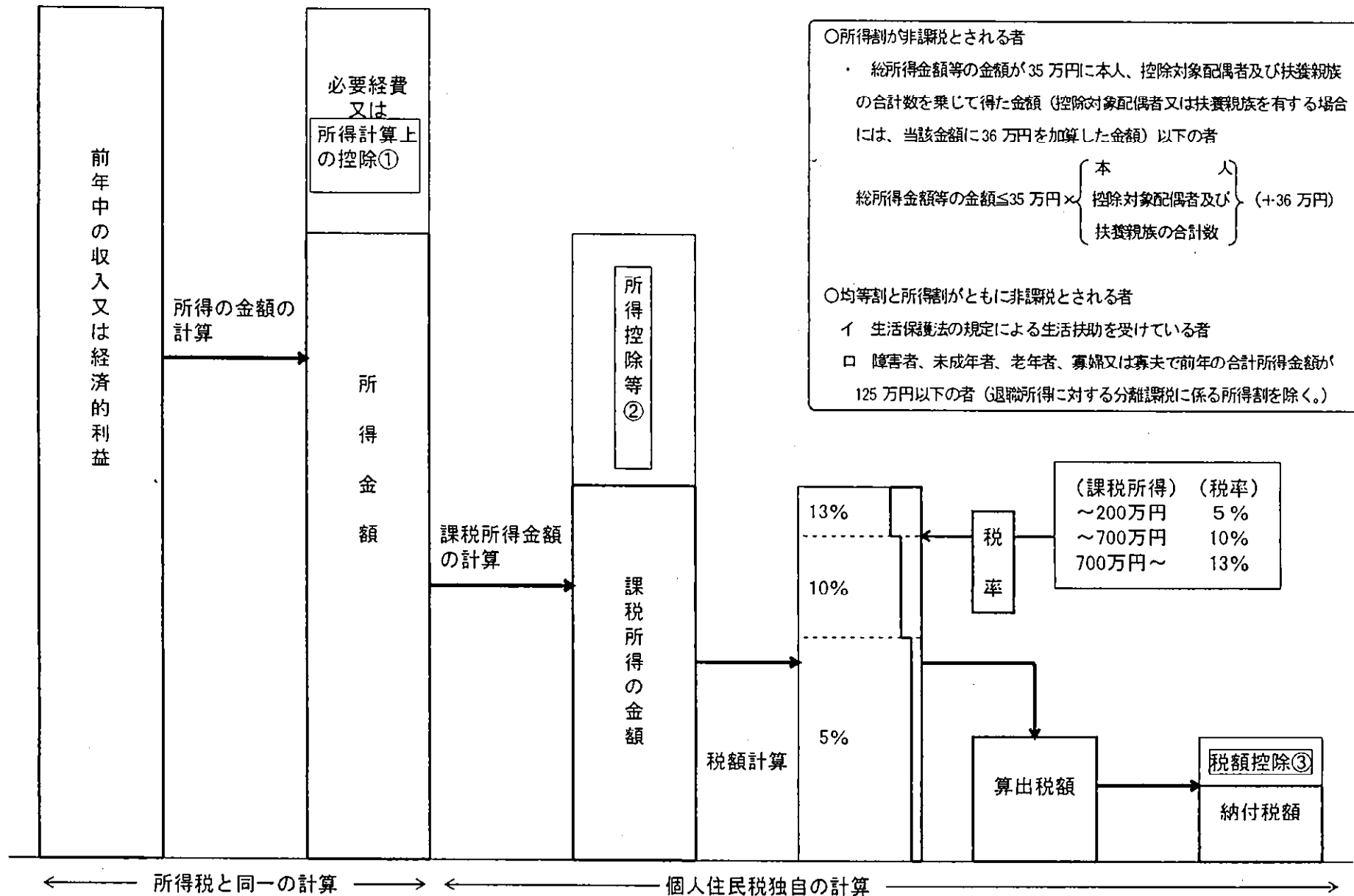
（個人住民税関係）

目 次

・ 個人住民税所得割額計算のフローチャート	1
・ 基礎的な人的控除の概要(個人住民税)	3
・ 特別な人的控除の概要(個人住民税)	4
・ 個人住民税の人的控除額の推移(平年度)	5
・ 個人住民税の各人的控除(扶養控除については対象区分別)の減収見込額(平成13年度課税ベース)	6
・ 世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例(個人住民税)	7
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み(個人住民税)(配偶者が給与所得者の場合)	8
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の沿革(個人住民税)	9
・ パートタイム就業者の課税最低限の推移(個人住民税)	10
・ 扶養控除の概要(個人住民税)	11
・ 扶養控除の主な沿革(個人住民税)	12
・ 障害者控除(個人住民税)	13
・ 老年者控除(個人住民税)	14
・ 課税標準段階別老年者控除適用人員(個人住民税、平成13年度)	15
・ 寡婦(寡夫)控除(個人住民税)	16
・ 勤労学生控除(個人住民税)	17
・ その他の所得控除制度の概要(個人住民税)	18
・ 雑損控除(個人住民税)	19

・医療費控除(個人住民税)	20
・医療費控除の適用状況の推移(個人住民税)	21
・寄附金控除(個人住民税)	22
・個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	23
・個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移	24
・わが国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー(抜粋)	25

個人住民税所得割額計算のフローチャート



(単位：万円)

①所得計算上の控除	②所得控除等		③税額控除
	区 分	個人住民税： 所得税	
・給与所得控除	◎所得控除		◎個人住民税・所得税の双方で認められるもの
・公的年金等控除	基礎控除	3 3 3 8	・配当控除（控除率に相違）
・青色申告特別控除	配偶者控除	3 3 3 8	・外国税額控除（所得税の控除不足額を住民税から控除）
・事業専従者控除	（老人配偶者）	3 8 4 8	・定率減税による控除（個人住民税－最大 4 所得税－最大 2 5
・退職所得控除	（同居特別障害者加算）	+ 2 3 + 3 5	
・純損失及び雑損失の繰越控除	配偶者特別控除	最大 3 3 最大 3 8	
・特別控除（山林所得 譲渡所得（総合課税分） 一時所得	扶養控除	3 3 3 8	◎個人住民税のみで認められるもの 所得割非課税限度額との調整に係る控除
	（特定扶養親族）	4 5 6 3	
	（老人扶養親族）	3 8 4 8	◎所得税のみで認められるもの
	（同居老親等加算）	+ 7 + 1 0	・中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除
・長期所有上場株式等の譲渡所得に係る特別控除	（同居特別障害者加算）	+ 2 3 + 3 5	・政治活動に対する寄附をした場合の所得税額の特別控除
・特定中小会社の株式に係る譲渡損失の繰越控除	障害者控除	2 6 2 7	・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等
・特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除	（特別障害者）	3 0 4 0	
	老年者控除	4 8 5 0	
	寡婦（寡夫）控除	2 6 2 7	
	（特別寡婦）	3 0 3 5	
	勤労学生控除	2 6 2 7	
	生命保険料控除	最大 7 最大 1 0	
	損害保険料控除	最大 1 最大 1. 5	
	寄附金控除	対象範囲に相違	
	雑損控除	同 額	
	医療費控除	同 額	
	社会保険料控除	同 額	
	小規模企業共済等掛金控除	同 額	
	◎土地等の譲渡所得に係る特別控除	同 額	

← 所得税と同一の計算 → ← 個人住民税独自の計算 →

基礎的な人的控除の概要（個人住民税）

		対 象 者	控 除 額	本人の所得要件	適用人員等 (単位：万人)
基 礎 控 除		・ 本人	33万円		5,126
配 偶 者 控 除	控 除 対 象 配 偶 者	・ 生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円		1,404
	老人控除対象配偶者	・ 年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円		68
	(同居特別障害者加算)	・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円		※
配 偶 者 特 別 控 除		生計を一にする配偶者	最高33万円 (配偶者の年間所得による)	年間所得 1,000万円以下	1,453
扶 養 控 除	扶 養 親 族	・ 生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円		1,910
	特 定 扶 養 親 族	・ 年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円		672
	老 人 扶 養 親 族	・ 年齢が70歳以上の扶養親族	38万円		402
	(同居特別障害者加算)	・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円		※
	(同居老親等加算)	・ 老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円		(317)

- (注) 1. 「適用人員等」欄は、平成13年度「市町村税課税状況等の調」による。
2. 扶養控除の「適用人員等」欄は対象となる被扶養者の人数であり、扶養控除の適用を受けている本人は、1,655万人である。
3. 同居特別障害者加算の対象となる配偶者、被扶養者の人数(※)は、合計で49万人である。

特別な人的控除の概要（個人住民税）

	対 象 者	控 除 額	本 人 の 所 得 要 件	適用人員等 (単位：万人)
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が 障害者である場合	26万円		82
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	30万円		83
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	48万円	年間所得 1,000万円以下	384
寡 婦 控 除	・ 老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養 親族を有する者	26万円	①の場合 年間所得 500万円以下	28
(特別寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+4万円	年間所得 500万円以下	31
寡 夫 控 除	・ 老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離 婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	年間所得 500万円以下	10
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	26万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下	0.4

- (注) 1. 「適用人員等」欄は、平成13年度「市町村税課税状況等の調」による。
2. 障害者控除の「適用人員等」欄は対象となる障害者の人数である。

個人住民税の人的控除額の推移（平年度）

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老 人 配 偶 者 控 除	配 偶 者 特別控除	扶養控除	特 定 扶 養 控 除	老人扶養控除		同居特別扶養者 扶養（配偶者） 控 除	障害者控除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡夫控除	勤労学生 控 除
							一 般	同 居		一 般	特 別		一 般	特 別		
昭 和 年 度	(37年度制)	(41年度制)	(56年度制)	(63年度制)	(37年度制)	(2年度制)	(48年度制)	(55年度制)	(58年度制)	(37年度制)	(43年度制)	(37年度制)	(37年度制)	(2年度制)	(57年度制)	(37年度制)
41	10万円	8万円			4万円			1千円		1千円		1千円	1千円			1千円
42	"	"			"			"		"		"	"			"
43	11	9			5			6万円		6万円	(創設)	6万円	6万円			6万円
44	12	10			6			7		7	9	7	7			7
45	13	11			8			8		8	10	8	8			8
46	14	13			10					9	11	9	9			9
47	15	14			11		(創設)			10	12	10	10			10
48	16	15			12		14万円			12	14	12	12			12
49	18	18			14		16			13	16	13	13			13
50	19	19			17		19			16	19	16	16			16
51	"	"			"		"			"	"	"	"			"
52	20	20			19		20			18	20	18	18			18
53	"	"			"		"			"	"	"	"			"
54	21	21			20		21	(創設)		19	21	19	19			19
55	22	22	(創設)		22		23	26万円		21	23	21	21			21
56	"	"	23万円		"		"			"	"	"	"		(創設)	"
57	"	"	"		"		"		(創設)	"	"	"	"		21万円	"
58	"	"	"		"		"		25万円	"	"	"	"		"	"
59	26	26	27		26		27	31	30	24	26	24	24		24	24
60	"	"	"		"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
61	"	"	"		"		"	"	34	"	"	"	"		"	"
62	"	"	"	(創設)	"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
63	28	28	29	14万円	28		29	33	36	"	"	"	"		"	"
平 成 元	"	"	"	"	"	(創設)	"	"	"	"	"	48	"	(創設)	"	"
2	30	30	35	30	30	35万円	35	42	51	26	28	"	26	30万円	26	26
3	31	31	36	31	31	36	36	43	52	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	39	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	33	33	38	33	33	41	38	45	54	"	"	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	43	"	"	56	"	30	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"	45	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

（備考） 1. 昭和59年度の配偶者・扶養控除額は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」（昭和58年法律第68号）適用（7千円加算）後の額である。

2. 平成12年度以降の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」（平成11年法律第15号）適用（2万円加算）後の額である。

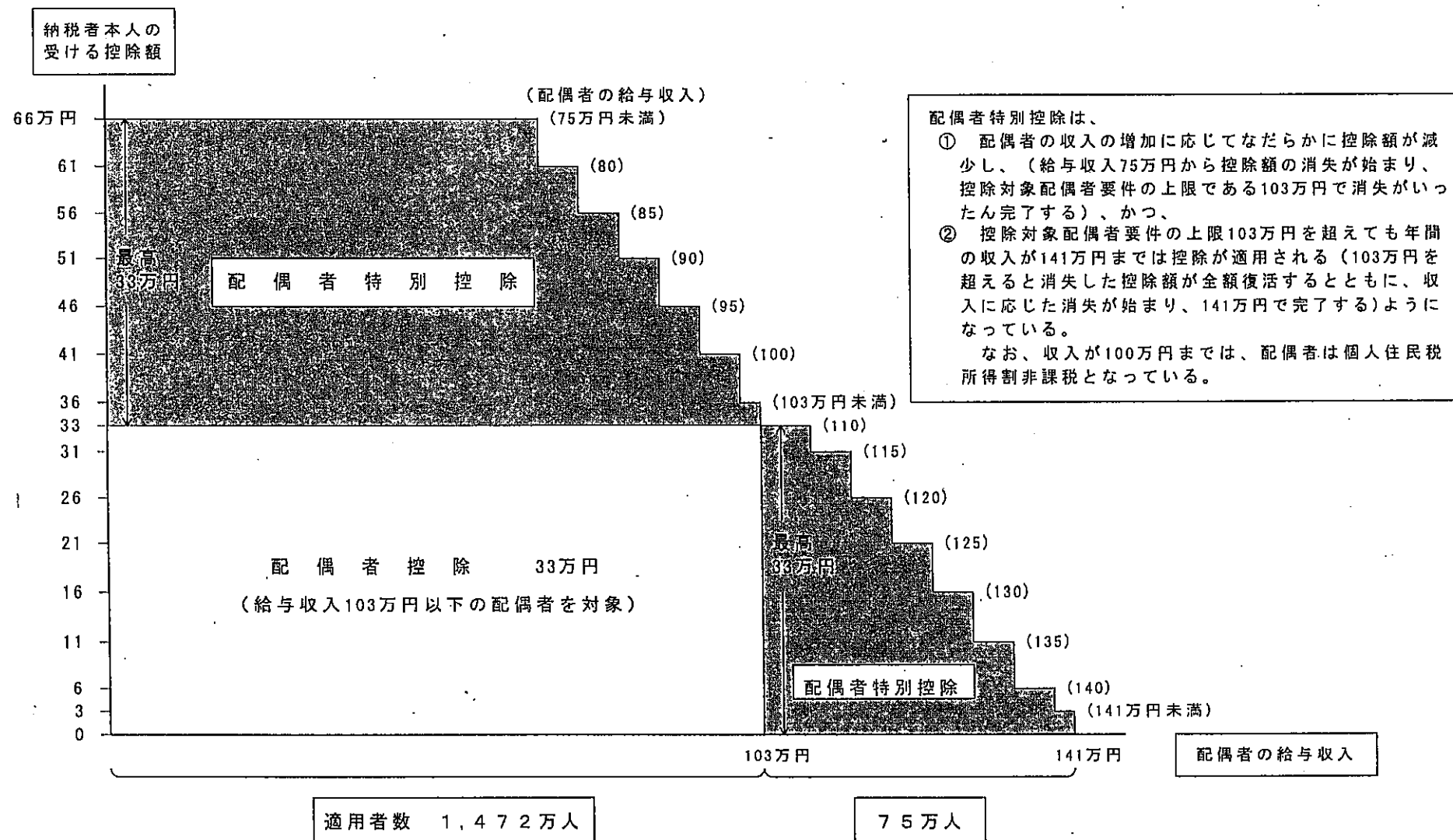
個人住民税の各人的控除(扶養控除については対象区分別)の減収見込額(平成13年度課税ベース)

区 分	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配偶者特別控除	扶 養 控 除			
					一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等
平年度 減収額	1.1兆円 程度	0.3兆円 程度	0.3兆円 程度	0.7兆円 程度	0.4兆円 程度	0.2兆円 程度	0.1兆円 程度

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例(個人住民税)

		控除額計	基礎 控除 33万円	配偶者控除		配偶者 特別控除 最高 33万円	扶養控除					高齢者 控除 48万円	障害者控除		寡婦控除	
				一般 33万円	老人 38万円		一般 33万円	特定 45万円	老人 38万円	同居老親 +7万円	同居特別 障害者 +23万円		一般 26万円	特別 30万円	一般 26万円	特別 +4万円
夫婦のみ	本人・配偶者	99万円	○	○		○										
	本人(高齢者)・配偶者(老人)	152万円	○		○	○						○				
夫婦 子1人	本人・配偶者・子(一般)	132万円	○	○		○	○									
	本人・配偶者・子(特定)	144万円	○	○		○		○								
夫婦 子2人	本人・配偶者・子(一般)・子(一般)	165万円	○	○		○	○○									
	本人・配偶者・子(一般)・子(特定)	177万円	○	○		○	○	○								
夫婦子 2人で親 1人と同 居	本人・配偶者・子(一般)・子(特定) ・親(老人・同居)	222万円	○	○		○	○	○	○	○						
	本人・配偶者・子(一般)・子(特定) ・親(老人・同居特別障害者)	275万円	○	○		○	○	○	○	○	○			○		
1 本人 子1人	本人・子(一般)	66万円	○				○									
	本人・子(特定)	78万円	○					○								
	本人(特別寡婦)・子(一般)	96万円	○				○									○
本人 子2人	本人・子(一般)・子(一般)	99万円	○				○○									
	本人・子(一般)・子(特定)	111万円	○				○	○								
本人子 2人で 親1人 と同居	本人・子(一般)・子(特定) ・親(老人)	156万円	○				○	○	○	○						
	本人・子(一般)・子(特定) ・親(老人・同居特別障害者)	209万円	○				○	○	○	○	○			○		
本人 のみ	本人	33万円	○													
	本人(寡婦)	59万円	○												○	

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）



（備考）適用者数は、「平成13年度市町村税課税状況等の調」による全所得者に係る数値である。なお、配偶者控除の適用があり、かつ、配偶者特別控除の適用がない者は94万人である。

配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（個人住民税）

	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額	
昭和41年度	（扶養控除に代えて） 配偶者控除を創設） 80,000円		
52	200,000円		
54	210,000円		
55	220,000円		
60	260,000円	（昭和63年度創設）	（本人の所得要件） 800万円以下
63	280,000円		
平成2	300,000円		
3	310,000円		
7	330,000円		
			1,000万円以下
			“
			“

（注）上記金額は平年度ベースである。

（参考） 税制の抜本的見直しについての答申（抄） [昭和61年10月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(3) 配偶者特別控除の創設

（中略）

片稼ぎの給与所得者世帯にあっては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たって、何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

その場合、配偶者が所得を稼得する仕事に直接従事しているわけではないことから、所得を分与する形でしん酌するには無理があると考えられる。そこで、所得の稼得に対する配偶者の貢献といった事情をも念頭に置きつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え、おおむねその半分程度を目途として所得税においては15万円、個人住民税においては12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

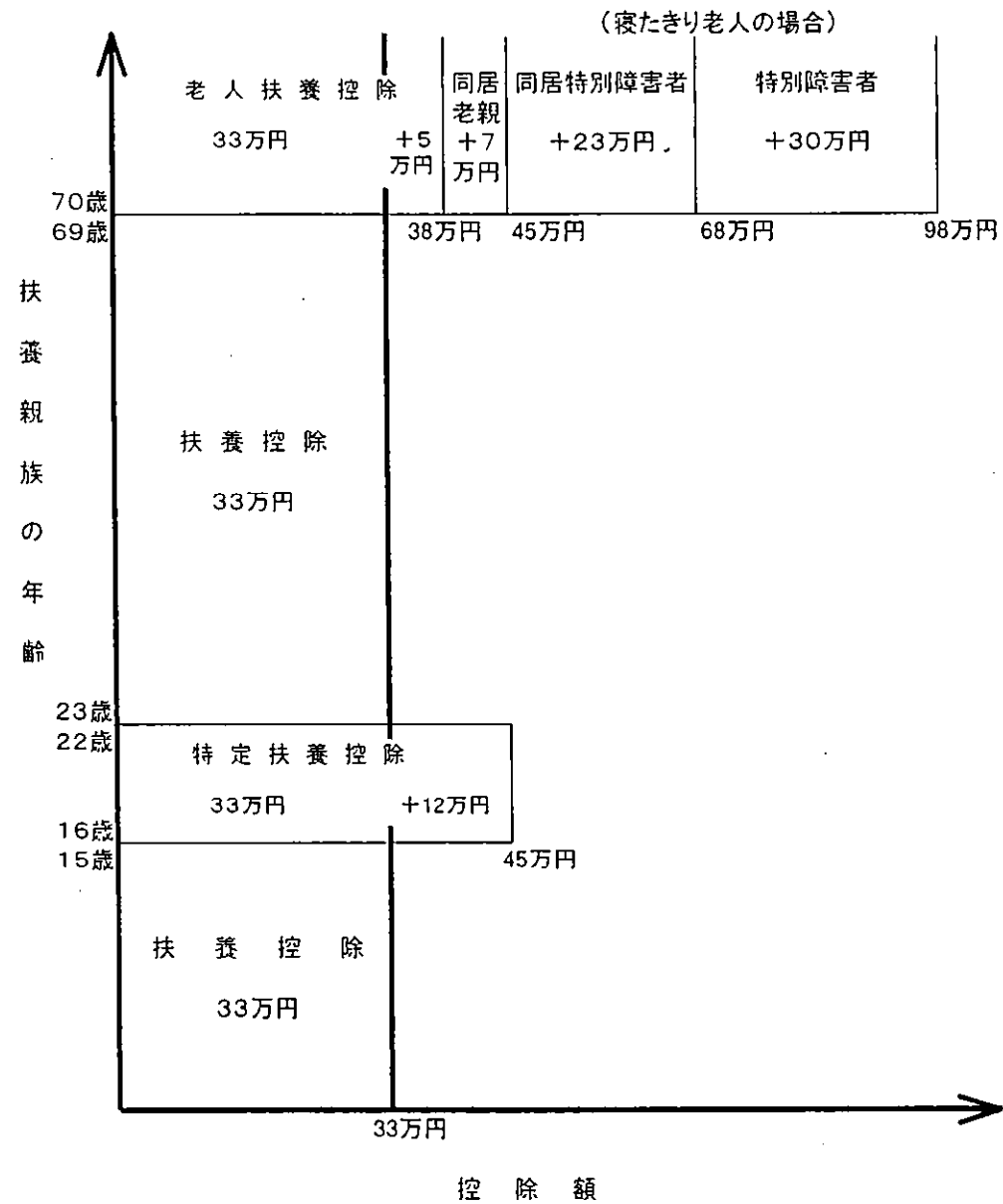
（中略）

なお、所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については、共稼ぎ世帯や事業所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘や配偶者特別控除についても二分二乗制の場合と同様に女性の社会進出を抑制するおそれがあるという意見があった。

パートタイム就業者の課税最低限の推移(個人住民税)

区 分	非課税限度額	パート収入の課税最低限 (①+②)	給与所得控除の最低保障額 ①	基 礎 控 除 ②
昭和51年度		69万円	50万円	19万円
52		70万円		20万円
53		71万円		21万円
54		72万円		22万円
55		72万円		22万円
56		72万円		22万円
57		72万円		22万円
58		72万円		22万円
59		76万円		26万円
60		83万円		26万円
61	77万円	83万円	57万円	26万円
62		85万円		28万円
63		85万円		28万円
平成元年度	89万円	89万円	65万円	30万円
2	99万円	95万円		30万円
3		95万円		31万円
4		96万円		31万円
5		96万円		31万円
6		96万円		31万円
7		96万円		31万円
8		96万円		31万円
9		96万円		31万円
10	100万円	98万円		33万円
11		98万円		33万円
12		98万円		33万円
13		98万円		33万円

扶養控除の概要(個人住民税)



扶養控除の主な沿革（個人住民税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	老人扶養控除額	
			一 般	同居老親等
	(昭和37年度創設)		(昭和48年度創設)	(昭和55年度創設)
昭和59年度	260,000円		270,000円	310,000円
63	280,000円	(平成2年度創設)	290,000円	330,000円
平成2	300,000円	350,000円	350,000円	420,000円
3	310,000円	360,000円	360,000円	430,000円
6	〃	390,000円	〃	〃
7	330,000円	410,000円	380,000円	450,000円
11	〃	430,000円	〃	〃
12～	〃	450,000円	〃	〃

（備考）平成12年度以降の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」（平成11年法律第15号）適用（2万円加算）後の額である。

（参考）税制改革についての中間答申（抄）〔昭和63年4月28日 政府税制調査会〕

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(2) 個人住民税

① 基礎的な人的控除としては、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除（現行各28万円）のほか、配偶者特別控除（現行14万円）があり、これらは課税最低限を構成する要素となっている。

昨年9月の税制改正において、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の各2万円の引上げとともに、配偶者特別控除が創設されたところである。しかしながら、個人住民税においても、税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の個人住民税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

② 具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

（中略）

ハ 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

障害者控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には、次の金額が「障害者控除」として所得控除できる。

- | | |
|--------------------|------|
| ① 一般の障害者の場合 1 人につき | 26万円 |
| ② 特別障害者の場合 1 人につき | 30万円 |

（注 1）障害者の範囲

- (イ) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保険指定医の判定により知的障害者とされた者
- (ロ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (ハ) 交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- (ニ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (ホ) 原子爆弾被爆者のうち、その負傷又は疾病が原子爆弾の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (ヘ) 以上に掲げる者の他、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- (ト) 以上の他、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が(イ)又は(ハ)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（注 2）特別障害者の範囲

- (a) 上記(イ)により障害者とされる者のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者及び重度の知的障害者と判定された者
- (b) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている者
- (c) 身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている者

- (d) 戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第3項症までである者と記載されている者
- (e) 上記(ホ)又は(ハ)により障害者とされる者
- (f) 上記(ト)の者のうち、(a)又は(c)に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

2 障害者控除の沿革

区分	障害者控除		特別障害者控除	
	（昭和37年度創設）		（昭和43年度創設）	
昭和37年度	税額控除	1,000円	所得控除	8万円
昭和43年度	所得控除	6万円		
昭和44年度	"	7万円	"	9万円
昭和45年度	"	8万円	"	10万円
昭和46年度	"	9万円	"	11万円
昭和47年度	"	10万円	"	12万円
昭和48年度	"	12万円	"	14万円
昭和49年度	"	13万円	"	16万円
昭和50年度	"	16万円	"	19万円
昭和52年度	"	18万円	"	20万円
昭和54年度	"	19万円	"	21万円
昭和55年度	"	21万円	"	23万円
昭和59年度	"	24万円	"	26万円
平成2年度	"	26万円	"	28万円
平成11年度	"	26万円	"	30万円

- （注） 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。
- 2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

老年者控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、48万円 を「老年者控除」として所得控除ができる。

【昭和37年度創設】

（注）老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の主な沿革

区 分	控 除 額
	（昭和37年度創設）
昭和37年度	税額控除 1,000円
43年度	所得控除制度（控除額6万円）へ改組
44～55年度	順次引上げ
59年度	所得控除 24万円
平成元年度	〃 48万円

（参考） 高齢社会対策大綱（抄） [平成13年12月28日閣議決定]

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

（以下略）

課税標準段階別
 老年者控除適用人員(個人住民税、平成13年度)

(単位:万人)

課税標準段階別		適用人員
納 税 義 務 者	区 分	
	～ 5万円	15
	5万円 ～ 10万円	13
	10万円 ～ 20万円	26
	20万円 ～ 40万円	50
	40万円 ～ 60万円	52
	60万円 ～ 80万円	41
	80万円 ～ 120万円	53
	120万円 ～ 160万円	31
	160万円 ～ 200万円	21
	200万円 ～ 300万円	33
	300万円 ～ 400万円	18
	400万円 ～ 550万円	16
	550万円 ～ 700万円	10
	700万円 ～ 1,000万円	6
	合 計	384

(備考) 総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」により作成。

寡婦（寡夫）控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が寡婦又は寡夫であるときは次の金額が「寡婦（寡夫）控除」として所得控除できる。

① 通常の場合	26万円
② 特別加算の場合	30万円 (4万円加算)

(注) 寡婦と寡夫 適用要件の比較

		寡 婦 の 要 件		寡夫の要件
		通常の場合	特別加算の場合	
共 通		・ 老年者に該当しないこと ・ 死別若しくは離婚した後婚姻していないこと 又は生死不明の場合		
○ 扶養親族 がいる場合		・ 扶養親族を有 すること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年 間 所 得 が 500万円以下で あること	・ 扶養親族である 子を有する こと ・ 年 間 所 得 が 500万円以下 であること
○ 扶養 親族が いない 場合	死別	・ 年 間 所 得 が 500万円以下 であること		
	離婚			

2 寡婦（寡夫）控除の沿革

区分	寡 婦 控 除		寡夫控除
	通常の場合	特例加算の場合	
昭和37年度	(昭和37年度創設) 税額控除 1,000円		
昭和43年度	所得控除 6万円		
昭和44年度	" 7万円		
昭和45年度	" 8万円		
昭和46年度	" 9万円		
昭和47年度	" 10万円		
昭和48年度	" 12万円		
昭和49年度	" 13万円		
昭和50年度	" 16万円		
昭和52年度	" 18万円		
昭和54年度	" 19万円		
昭和55年度	" 21万円		(昭和57年度創設) 所得控除 21万円
昭和57年度	" 21万円		"
昭和59年度	" 24万円	(平成2年度創設) 所得控除 30万円	" 24万円
平成2年度	" 26万円		" 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。
2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

勤労学生控除（個人住民税）

1 制度の概要

本人が勤労学生に該当する場合には、26万円を「勤労学生控除」として所得控除できる。

（注）勤労学生の範囲

次の(1)～(3)に該当する者で、自己の給与所得等があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の者

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- (2) 専修学校、各種学校の生徒で以下の課程を履修する者

専修学校、各種学校の範囲

国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、労働福祉事業団、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、公益法人、農業協同組合連合会、医療法人の設置したもの

① 専修学校の高等課程及び専門課程の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間1年以上
- ・ 1年の授業時間数が800時間以上（夜間その他特別な時間において授業を行う場合は1年450時間以上かつ修業期間を通じて800時間以上）
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

② 専修学校の一般課程、各種学校の場合

- ・ 職業に必要な技術の教授
- ・ 修業期間（普通科、専攻科等の区別された各課程の修業期間が1年以上であって一の課程が他の課程に継続する場合はこれらを通算した期間）が2年以上
- ・ 1年の授業時間数（普通科、専攻科等の区別された課程がある場合、各課程の授業時間数）が680時間以上
- ・ 授業が年2回を超えない一定時期に開始かつ終期が明定

(3) 職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者で以下の課程を履修する者

上記専修学校の一般課程、各種学校と同じ内容

2 勤労学生控除の沿革

区 分	勤労学生控除額	区 分	勤労学生控除額
	(昭和37年度創設)		
昭和37年度	税額控除 1,000円	昭和49年度	所得控除 13万円
昭和43年度	所得控除 6万円	昭和50年度	" 16万円
昭和44年度	" 7万円	昭和52年度	" 18万円
昭和45年度	" 8万円	昭和54年度	" 19万円
昭和46年度	" 9万円	昭和55年度	" 21万円
昭和47年度	" 10万円	昭和59年度	" 24万円
昭和48年度	" 12万円	平成2年度	" 26万円

(注) 1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれが多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10％ ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right] = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円）
損害保険料控除（平成3年度）	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）
寄 附 金 控 除（平成2年度）	次の寄附金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 ③ 日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	$\left[\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 10\text{万円} = \text{寄附金控除額}$

（注）（ ）内は創設年度

雑損控除（個人住民税）

1 制度の概要

住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合には、次の金額が「雑損控除」として所得控除できる。

（ —— 適用下限額）

次のいずれか多い方の金額

- ① （災害損失の額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10%
- ② 災害関連支出の金額－5万円

（注）災害関連支出の範囲

- (イ) 損壊等した住宅家財等の取壊し、除去等のための支出
- (ロ) 災害がやんだ日の翌日から1年以内にした次に掲げる支出
 - ・ 災害によって生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
 - ・ 住宅家財等の使用可能な原状回復のための支出
 - ・ 住宅家財等の損壊等を防止するための支出
- (ハ) 災害によって住宅家財等につき現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると見込まれる場合における被害の拡大、発生を防止するため緊急に必要な措置のための支出

2 雑損控除の沿革

年 度	適 用 下 限 額
昭和37年度	（昭和37年度創設） 年間所得金額×10%
昭和57年度	次のいずれか低い方の金額 ①災害関連支出 …… 5万円 ②その他 …… 年間所得金額×10%

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

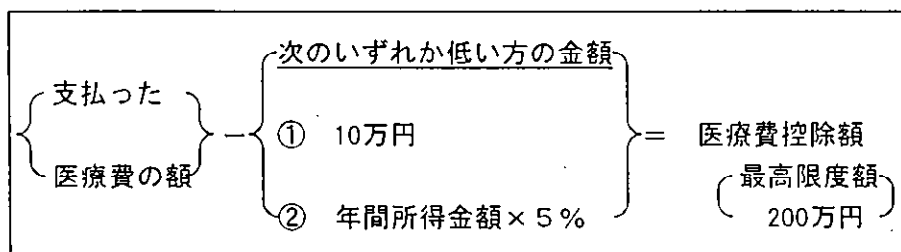
2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

医療費控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合には、次の金額が「医療費控除」として所得控除できる。

（ —— 適用下限額）



（注）控除対象とされる医療費の範囲（地税法7の14、48の7）

- (イ) 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- (ロ) 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- (ハ) 病院、診療所、指定介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価
- (ニ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等による施術の対価
- (ホ) 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話の対価
- (ヘ) 助産師による分娩の介助の対価

2 医療費控除の沿革

区 分	医 療 費 控 除	
	適 用 下 限 額	最 高 限 度 額
昭和37年度	(昭和37年度創設) 年間所得金額×5%	15万円
昭和45年度	〃	30万円
昭和46年度	次のいずれか低い方の金額 (①10万円 ②年間所得金額×5%)	100万円
昭和51年度	次のいずれか低い方の金額 (①5万円 ②年間所得金額×5%)	200万円
平成元年度	次のいずれか低い方の金額 (①10万円 ②年間所得金額×5%)	〃

（注）1 地方税法において独自に所得控除に関する規定が設けられたのは昭和37年度分の個人住民税からである。

2 昭和37年度から昭和39年度までは本文方式による控除額である。

医療費控除の適用状況の推移（個人住民税）

区 分	納 税 義 務 者 数	適 用 者 数	適 用 割 合	控 除 額	1 人 当 た り 控 除 額
昭 和 年 度	万人	万人	%	億円	万円
6 1	4 , 3 8 7	2 9 8	6 . 8	4 , 6 9 7	1 5 . 8
平 成 3 年 度	4 , 7 6 8	2 3 8	5 . 0	4 , 6 9 4	1 9 . 7
8	5 , 1 7 1	2 6 2	5 . 1	5 , 7 6 4	2 2 . 0
1 3	5 , 1 2 6	3 2 5	6 . 3	7 , 1 1 3	2 1 . 9

（備考）総務省自治税務局「市町村税課税状況等の調」により作成。

寄附金控除（個人住民税）

1 制度の概要

以下の寄附金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金
- ③ 住所地の都道府県内の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金

$$\begin{array}{l} \text{寄附金} \\ \text{控除額} \end{array} = \left[\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 対象寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right] - 10\text{万円}$$

2 寄附金控除の沿革

区 分	寄附金控除の対象寄附金
平成2年度	（平成2年度創設） 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 住所地の都道府県内の日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
平成4年度	
平成6年度	

3 適用状況の推移

年 度	適用人員 (百人)	控 除 額 (百万円)	一人当たりの 控除額 (万円)
平成3年度分	49	2,431	49.4
平成8年度分	161	8,678	53.8
平成13年度分	76	5,422	71.0

（備考）「市町村税課税状況等の調」による。

（参考）地方法人課税

○ 住民税法人税割

法人税額を課税標準としているので、法人税で損金算入されていれば法人税割でも同じ扱いとなる。

○ 法人事業税

法人所得を課税標準とする場合は、「法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する」（地方税法第72条の14）こととされているので、寄附金の取扱いについても、法人税の取扱いに準ずることとなる。

個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合算額
イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額

・ 人的非課税の範囲

区 分	概 要						
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）						
イ 均等割が非課税とされる者	① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 $\text{一定の基準} = \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td></tr> <tr> <td>31.5万円</td><td>" 2 級地</td></tr> <tr> <td>28 万円</td><td>" 3 級地</td></tr> </table> $+ \left\{ \begin{array}{l} 24 \text{ 万円} \\ 21.6 \text{ 万円} \\ 19.2 \text{ 万円} \end{array} \right\}$ （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。 ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	31.5万円	" 2 級地	28 万円	" 3 級地
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地						
31.5万円	" 2 級地						
28 万円	" 3 級地						
ウ 所得割が非課税とされる者	総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）以下の者 $\text{総所得金額等の金額} \leq 35 \text{ 万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} (+ 36 \text{ 万円})$						

個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移

区 分			年 度	昭和 25	昭和 26	昭和 29	昭和 51	昭和 55	昭和 60	平成 8	平成 12
市 町 村 民 税	標 準 税 率	人口50万以上の市		800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円
		人口5万以上50万未満の市		600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円
		その他の市及び町村		400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円
道府県民税(標準税率)				—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円

個人住民税収入額	(億円)	道府県民税 A		—	—	125	8,599	14,146	21,002	26,095	23,863
		市町村民税 B		464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075	60,444
		計 C		464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	84,307
	うち均等割	道府県民税 D		—	—	19	98	174	266	456	469
		市町村民税 E		85	83	70	383	529	749	1,143	1,173
		計 F		85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,642
	D/A			—	—	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7	2.0
	E/B			18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8	1.9
	F/C			18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	1.9

注) 1 税率は年額であり、個人住民税収入額は各年度とも決算額による。

2 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額により按分した数値による。

わが国税制の現状と課題

－ 21世紀に向けた国民の参加と選択－（抜粋）

〔平成12年7月〕
〔税制調査会〕

1.4. 個人住民税関係

（3）個人住民税の課題

④均等割

ロ. 均等割の課題

（イ）税率のあり方

均等割税収の個人住民税収全体に占める割合は、昭和25年度18.3%から平成8年度1.8%に低下しています。また、道府県民税と市町村民税を合わせた均等割の平均税率は、昭和30年度と平成10年度を比較した場合約8倍となっていますが、この間1人当たりの国民所得は約40倍、都道府県と市町村を合わせた1人当たりの歳出決算額は約60倍と上昇しており、均等割の負担水準は大きく低下してきています。

このため、均等割の税率については、過大な負担とならないよう配慮しつつ、負担水準の見直しを図る必要があると考えられます。

（ロ）市町村民税における人口段階区分に応じた税率設定

市町村民税の均等割の税率が人口規模に応じて3段階に区分して設定されている理由としては、住民が市町村から受ける受益は都市化の進展に伴い増加することなどが挙げられています。

これに対し、住民が市町村から受ける行政サービスの内容は人口規模別に見ても均質化の傾向にあることから、昭和55年度税制改正以降の改正においては、各人口段階ごとの税率の引上げ額を同額とすることにより、人口段階区分に応じた税率の格差が縮小されてきていますが、今後ともその格差縮小を図る必要があると考えられます。

（ハ）生計同一の妻に対する非課税措置

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対しては均等割が非課税とされていますが、その趣旨は、夫婦を社会生活上の単位として一体とみなして、夫に課税した場合には妻に対して二重に課税しないとするものです。

この非課税措置については、妻も地方公共団体から行政サービスを受けており、また、一定の所得を稼得する妻は税負担能力（担税力）を有するため、個人単位課税の観点からそのあり方を見直す必要があると考えられます。